

## 自治振興区振興交付金（特別振興交付金）の概要

### 1. 目的

活力ある地域づくりを自主的、総合的に推進する自治振興区に対し、予算の範囲内において交付金(人件費相当額)を交付するとともに、住民自治システムの確立を図る。

### 2. 交付内容 . . . 【別紙1】

自治振興センターの指定管理者である22の自治振興区に対し、常勤職員2～3名分の人件費に係る経費及び区長、副区長の報酬等を特別振興交付金として交付する。

#### ■事務局員配置基準

毎年10月1日現在の住民基本台帳に基づく「市内人口」÷22(振興区数)=A(事務局員2名)  
A×2倍以上の人口となる振興区は、事務局員3名とする  
例：34,998人(令和元年10月1日現在)÷22=1,590人  
1,590人×2=3,181人以上の振興区は事務局員3人体制とする  
※特別な事情がある場合には経過措置を設ける

【関係例規】庄原市自治振興区振興交付金交付要綱

### 3. 成果・評価

常勤職員を配置することで事務局機能の維持・強化が図られるとともに、自治振興センターを拠点とした、自治振興活動と生涯学習活動の一体的な取り組みにつながっている。

### 4. 課題

自治振興区の人口規模に大きな差(最大5,891人、最小205人)があるため、事務員一人当たりの事務量に大きな差があることや、人口規模の小さい自治振興区では、高齢化や担い手不足などにより活動自体が難しくなっている。このため、将来的な自治振興区の再編について検討を行う必要があり、人材確保も含めた事務局体制(特別振興交付金)の見直しについて検討を行う必要がある。